

小中一貫教育の制度化についての Q&A

Q.1 義務教育学校のメリットとデメリットはどのようなことですか？

A 義務教育学校では、「4-3-2」の学年段階の区切りをつけるなど、指導上の工夫が行いやすく、教職員組織が一つであるため、後期課程における免許外教員の解消を図ることも考えられます。一方で、前期課程が2つ以上の校舎に分かれていても、在籍児童数は合算され、その児童数に基づいて学級数が計算されるため、学級数の減少に基づく教職員定数の減が生じる可能性があります。

Q.5 義務教育学校でなければ、学年段階の区切りを設定できないのですか？

A 「4-3-2」や「5-4」などの学年段階の区切りは指導上の工夫であり、法令による定めはありません。ですから、小中連携教育の取組の中でも設定することは可能です。ただし、その場合は児童生徒に区切りを意識させる行事を実施するなど、区切りを設定した効果を高める工夫が必要です。

Q.6 小中一貫教育の制度化は学校統廃合を進めることが目的ではないのですか？

A 小中一貫教育の制度化は、設置者が地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の実施が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整備することを目的としています。今後、少子化に伴う小規模化の進展が予想される中、児童生徒の集団規模の確保や異学年交流等を意図して、小中一貫教育を導入することも一つの方策として考えられますが、その場合は設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めることが重要です。

Q.2 必ず〇〇義務教育学校という学校名にしなければならないのですか？

A 義務教育学校は、新しい学校種であるため、学校設置条例等に位置付ける必要がありますが、学校名については、学校管理運営規則等で〇〇学園など、個別の名称を定め、それを学校名として用いることは可能です。

Q.3 併設型小・中学校は関係校の校長の同意が得られれば設置できるのですか？

A 併設型小・中学校は、①運営体制が一貫教育を施すためにふさわしいものになっているか、②9年間の教育目標が明確になっているか、③当該教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的教育課程が編成されているかなどを要件に、設置者である市町村組合教育委員会が設置を判断するものです。また設置にあたっては、学校管理運営規則等で併設型小・中学校であることを明らかにする必要があります。

Q.7 小中一貫教育の制度化はエリート教育につながるのではないですか？

A 小中一貫教育の制度化は既存の小学校・中学校に加え、制度上の選択肢を増やしたものであり、小学校・中学校と異なる内容・水準を施すことを目的にはしていません。また、市町村組合立の義務教育学校は就学指定の対象であり、入学者選抜を実施することは禁止されています。

Q.4 教育課程の特例を活用する場合、どのような配慮が必要ですか？

A 教育課程の特例を活用することは、小中一貫した指導の軸を設け、特色ある取組を行ったり、小・中学校段階の教職員が一体的に教育活動を行う契機を作ったりする意味でも有意義なことです。しかし、活用際には、児童生徒の過重負担にならないように配慮するとともに、私立中学校への転出状況など、地域の実情等諸条件を勘案して、教育内容を検討する必要があります。



兵庫県マスコット はばタン

Q.8 教員免許制度については、どのような変更があるのですか？

A 義務教育学校の創設に伴い、併有免許取得を促進するため、隣接する校種（小→中、中→小）の免許状の授与に関しては、授与を受ける免許状に関連のある学校での教職経験年数により、授与に必要な最低修得単位数の軽減が図られます。また、小学校免許のない中学校・高等学校教員が、小学校で担当できる範囲は、現在、当該教科と当該教科に関連する総合的な学習の時間のみですが、新たに道徳と特別活動を加えることで、小学校段階における学級担任が可能となります。隣接する免許の取得については、兵庫県教育委員会教職員課のホームページをご覧ください。

平成28年4月

小中一貫教育が制度化されます

平成27年6月、学校教育法等関係する法律が改正され、小中一貫教育が制度化されました。このリーフレットでは、小中一貫教育の制度化の内容や兵庫県教育委員会の取組を紹介します。

小中一貫教育って、どのような教育なのですか？

小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的教育を目指す教育です。



（取組例）

- ・系統性を重視した学習カリキュラムの開発
- ・学習面や生活面のルールの統一
- ・中学校教員による小学校での乗り入れ授業
- ・学校行事等の合同実施や相互参加
- ・地域行事への合同参加

系統性・連続性のある9年間の教育

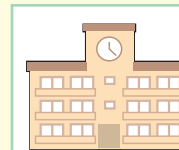


小中一貫教育を進める3つの類型

① 義務教育学校（新たな学校種）

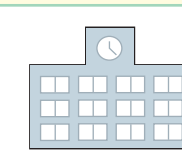
- ・修業年限9年（前期課程6年・後期課程3年）
 - ・校長は1人（副校長〈総括担当〉1人を配置）
 - ・教員は原則として小・中免許を併有（当面は併有していなくても勤務可能）
 - ・施設の一体・分離を問わず設置可能
- ※〇〇学園など、義務教育学校以外の名称を用いることも可能

【設置イメージ】



〇〇市立
△△義務教育学校

施設一体型



〇〇市立
◇◇義務教育学校
□□校舎

施設分離型



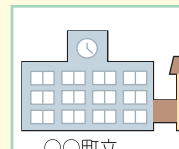
〇〇市立
◇◇義務教育学校
▽▽校舎

施設分離型

② 併設型小学校・中学校

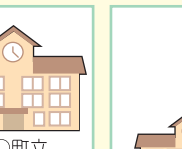
- ・小・中学校が同じ設置者
 - ・修業年限は小・中学校と同じ
 - ・校長は各学校に1人
 - ・教員は各学校に対応した免許を保有
 - ・施設の一体・分離を問わず設置可能
- ※小中一貫教育を担保するための組織運営上の措置が必要

【設置イメージ】



〇〇町立
◇◇中学校

施設一体型



〇〇町立
◇◇小学校

※渡り廊下等で校舎をつないでいる



〇〇町立
△△小学校

施設分離型

③ 連携型小学校・中学校

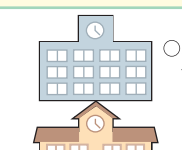
- ・小・中学校が複数の設置者
 - ・修業年限は小・中学校と同じ
 - ・校長は各学校に1人
 - ・教員は各学校に対応した免許を保有
 - ・施設の一体・分離を問わず設置可能
- ※小中一貫教育を担保するための組織運営上の措置が必要

【設置イメージ】



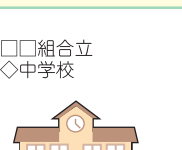
〇△市立
〇〇小学校

施設分離型



〇△市立
△△小学校

施設分離型



〇△市立
□□町立
□□小学校

施設分離型

小中一貫教育が制度化される背景はどのようなことですか？

中学校入学後、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」への対応のため、小学校6年生が中学校で体験入学をするなど、小学校から中学校への円滑な接続のため、小学校と中学校との連携（小中連携教育）が進められています。

小中一貫教育は、小中連携教育を発展させ、小学校入学から中学校卒業まで9年間を見通して、子どもたちに系統性・連続性のある教育を施すものです。「中1ギャップ」への対応の他に、推進の背景には次のことが挙げられます。

- ①教育基本法・学校教育法の改正により義務教育の目的・目標規定が新設
- ②平成20年の学習指導要領改訂で教育の質・量が充実（外国語活動の導入など）
- ③児童生徒の発達の早期化
- ④児童生徒を取り巻く環境の変化や少子化等、社会環境の変化への対応

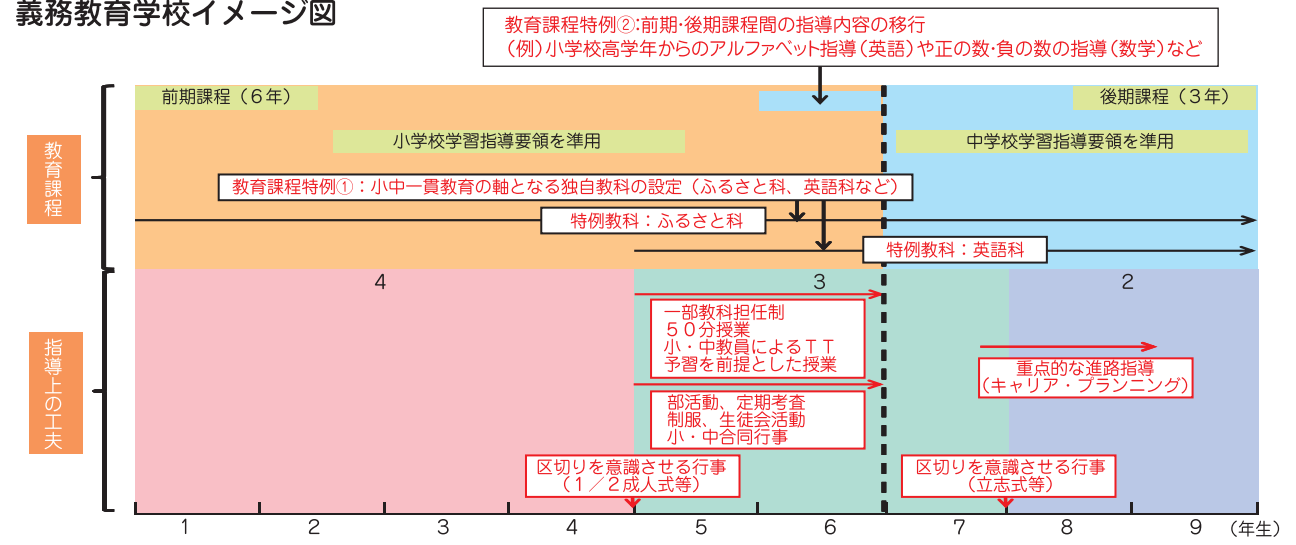


平成26年5月の文部科学省調査では、小中一貫教育の取組件数は全国で1,130件であり、今後増加することが予想されます。しかし、運用上の取組には一定の限界があることなどから、文部科学省において小中一貫教育の制度化を進めることになりました。

小中一貫教育が制度化されると何ができるようになるのですか？

小中一貫教育の制度化により、これまで事前に文部科学大臣が認めた学校のみで可能であった教育課程の特例が、設置者（市町組合教育委員会）の判断によりできるようになります。

義務教育学校イメージ図



○教育課程の特例1（独自教科の設定）※併設型小・中学校、連携型小・中学校でも可能
イメージ図にある「ふるさと科」や「英語科」など、小中一貫教育の軸となる独自教科を、設置者の判断で設定することができます。

○教育課程の特例2（指導内容の入替え・移行）※併設型小・中学校でも可能
小学校段階の指導内容の中学校への後送り、中学校段階の指導内容の小学校への前倒し、また小・中学校各段階における学年間の指導内容の後送り、前倒しが可能となります。

※教育課程の編成にあたっては、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

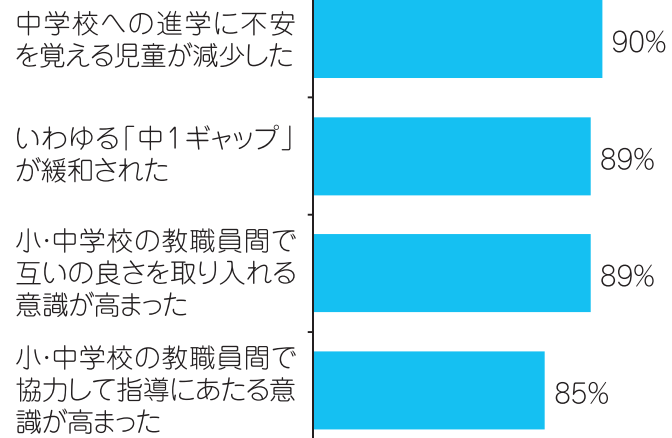
- ①9年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること
- ②学習指導要領の内容事項が教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること
- ③内容事項の指導のために必要となる標準的な総授業時数が教育課程全体を通じて、適切に確保されていること
- ④児童生徒の発達段階や教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること
- ⑤保護者の経済的負担への配慮等、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること
- ⑥児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

小中一貫教育の成果と課題とは、どのようなことですか？

平成26年5月の文部科学省調査では、小中一貫教育の実施校に成果と課題について、調査しています。調査結果の上位項目は、次のとおりです。

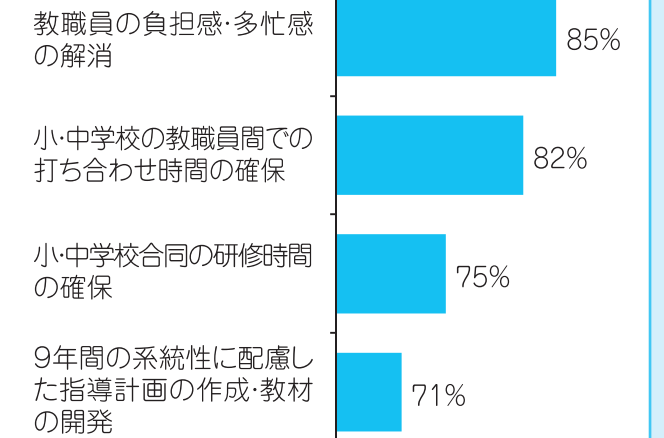
① 成果

（「大きな成果が認められる」「成果が認められる」と回答した学校の割合）



② 課題

（「大きな課題が認められる」「課題が認められる」と回答した学校の割合）



県教育委員会として、どのような取組をしているのですか？

①兵庫型教科担任制の推進

小中連携教育については、小学校5・6年生において、学力向上や小学校から中学校への円滑な接続を図るため、「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせた「兵庫型教科担任制」を平成24年度から全県実施しています。

②小中一貫教育調査研究事業（H27～H29）

小中一貫教育については、県内3市をモデル地域に指定し、取組協力校において、小中一貫教育についての調査研究を実施するとともに、「小中一貫教育調査研究委員会」を設置して、小中一貫教育の成果と課題の分析、課題への対応策等について協議し、その結果の周知を図ることで、各市町における小中一貫教育・小中連携教育の取組を支援します。

○モデル地域における取組内容

姫路市

「施設併設型・分離型で進める小中一貫教育の可能性」

施設が離れていても指導内容・指導方法・指導形態の一貫した教育を行うことで成果につながるのかを調査研究



豊岡市

「『夢実現力』を育む豊岡こうのとりのプランの取組」

「ふるさと教育」「英語教育」「コミュニケーション教育」を3つの柱とする「ローカル&グローバル学習の時間」を設定し、小中一貫教育カリキュラムで実施



養父市

「養父市小中一貫教育推進計画」

施設併設型、施設分離型のモデル校を設定し、地域の活性化、中1ギャップの解消、学力の向上を目指す教育像に迫る取組を推進

